

2022.2・3月号 第429号

# 月刊 くらしの赤信号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

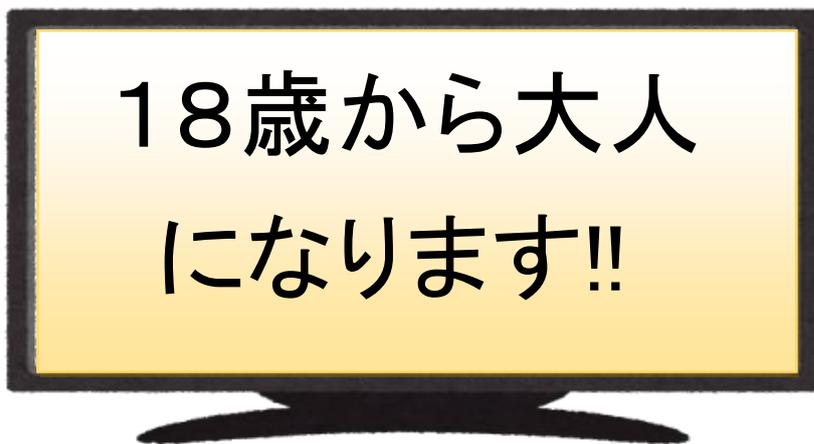
ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072・844・2433

困ったら  
ご相談を！

<相談受付> ☎ 072・844・2431

午前9時30分～午後4時30分(土・日・祝日、年末年始除く)

民法改正により令和4年(2022年)4月1日から  
成年年齢が20歳から18歳に変わります。



## 現在、未成年の方が成年になる日

生年月日	成年になる日	成年年齢
平成14年(2002年)4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
平成14年(2002年)4月2日～ 平成15年(2003年)4月1日生まれ	令和4年(2022年) 4月1日	19歳
平成15年(2003年)4月2日～ 平成16年(2004年)4月1日生まれ	令和4年(2022年) 4月1日	18歳
平成16年(2004年)4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

親権者の同意がなくても一人で契約ができるようになります

成年になると『**未成年者取消権**』※が行使できなくなります。契約を結ぶかどうかを決めるのも自分、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

※未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要とされており、その同意がない契約は原則として取り消すことができる『**未成年者取消権**』が適用できます。

成年に達すると  
何が変わるの？



裏面へ続く→

成年に達して一人で契約する際に注意することは？



その契約が必要かどうかよく検討しましょう

成年になれば携帯電話の購入（売買契約）も一人暮らしの部屋を借りること（賃貸借契約）も高額な商品を買うためにローンを組むこと（割賦販売契約や金銭消費貸借契約）も一人でできるようになります。しかし、そのリスクも自分で負うこととなります。最近ではネットでの勧誘や契約のトラブルも増えています。

軽い気持ちで契約をすると思わぬトラブルに巻き込まれることもあります。契約するときには、契約内容をよく確認し、本当に自分にとって必要なものかどうかを慎重に判断するようにしましょう。

社会経験や契約に関する知識が乏しい新成人にねらいを定めて、勧誘してくる**悪質な業者**もいます。契約してから「しまった！」ということにならないよう十分注意してください。

消費者トラブルに遭わないために。知って安心の最新情報をお届け！

LINE公式アカウント

消費者庁  
若者ナビ！  
開設しました！



LINE友だち登録はこちらから！



3つのコンテンツで知識をゲット！

〈チャットボット〉



気になるボタンをタップすると、詳しい内容をチェックできます。

〈情報配信〉



最近の消費者トラブル関連の情報が届きます。

〈投稿機能〉



テーマに沿った投稿を募集。投稿作品は消費者庁のコンテンツに採用されるかも？

契約トラブルで困った時は消費生活センターへ

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったり、**不安に感じた時には一人で抱え込まず、早めに消費生活センターにご相談ください。**



石けんキャンペーン  
& 廃油回収（食用）予定

【3月】

日時：3月15日（火）10：30～12：00

場所：市役所本館北側

※家庭用食用油のみ回収。

※容器はお持ち帰りいただきます。



【センターからのお願い】

新型コロナウイルス感染症に対する利用者の皆様の安全確保の観点から、当面の間、当センターへのご相談については、**電話予約優先**とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、**まずはお電話（相談専用ダイヤル072-844-2431）にて、ご連絡下さいますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。**



※『消費者ホットライン』は、全国共通の電話番号（188）で、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先をご存知でない方に、お近くの消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。